



▲志免農区伝統の石投げ相撲

わが町のきらっとさん!

江戸時代から続く伝統行事



表彰式

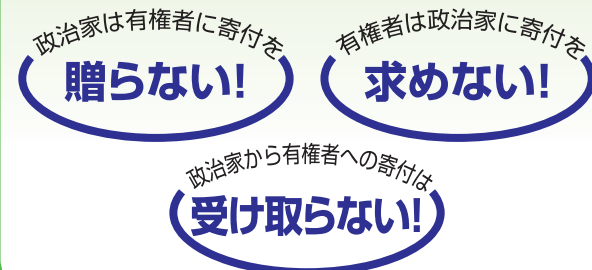
石投げ相撲大会は志免農区が主催の江戸時代から続く伝統行事です。今年9月7日(日曜日)、町内の小学生66人が参加、33番奉納相撲個人戦・団体戦など熱戦を繰り広げました。その他一般青年3役の取組や、赤ちゃん(約80人)土俵入りがあり、たくさんの方の観客の中行われました。



元気な赤ちゃん土俵入り

参加を数えましたが、近年は少子化やスポーツの多様化などにより、年々小学生の出場者が減少しており、主催者は相撲大会の衰退を憂慮してあるようです。当大会は志免町の重要な伝統文化行事です。今後、参加者が増加し、伝統の灯が大きくなるよう、期待するところです。

みんなで徹底しよう「三ない運動」
政治家の寄付は禁止
有権者が求めることも禁止



◇発行・福岡県志免町議会
 ◇編集・議会広報特別委員会 〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町中央1丁目1-1
 ◇発行日・平成26年11月1日 ◇印刷・小林印刷(株)

9月定例会

- ・おおむね健全財政を保持
 132億円どう活かされたか! 2~3
- ・志免町おうえん基金条例制定 5
- ・先進地から学ぶ 18

お知らせ

次回の定例会は
12月5日予定

傍聴に是非お越しく下さい。
 議会傍聴は、町民が町政に参加する機会の一つです。
 ぜひお越しく下さい。車椅子席もあります。
 詳細は議会事務局までお問い合わせください。

「議会だより」についてのご意見をお待ちしております。
 TEL 935-1262 FAX 935-7070
 議会事務局は町役場4階です
 メールアドレス: gikai@town.shime.lg.jp

【議会広報特別委員会】
 発行責任者 大林弘明 議長
 委員長 堤久美子
 副委員長 川崎博啓
 委員 安河内信宏
 大西勇 大熊則雄
 二宮美津代

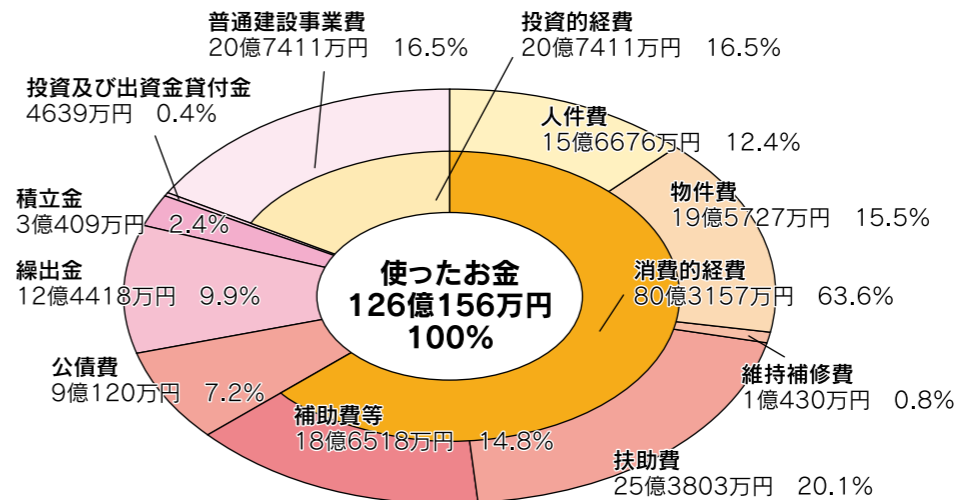
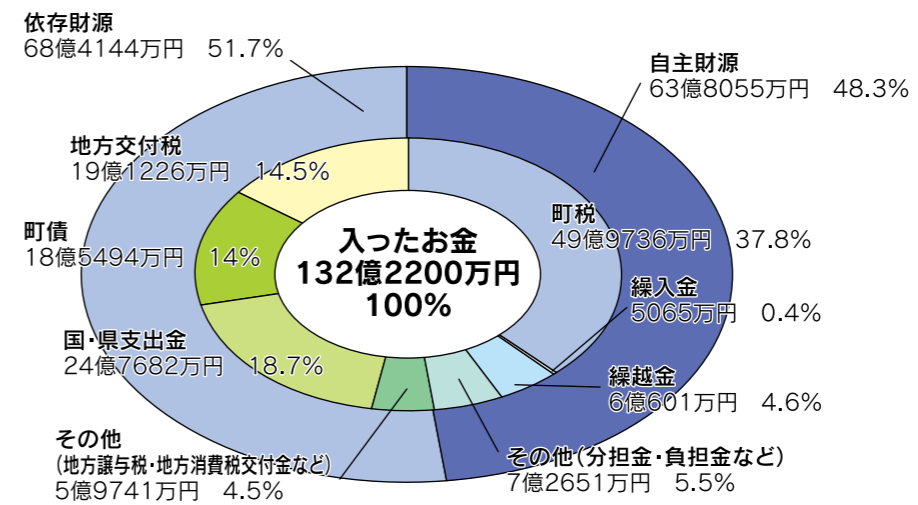
132億円どう活かされたか!

一般会計決算認定

賛成多数で可決(賛成11人・反対2人)

[賛成]川崎・安河内・吉田・大熊・助村・丸山・池邊・牛房・大西・古庄・二宮
[反対]堤・末藤

9月定例会は5日から25日までの21日間の会期で開かれました。議案11件・意見書1件可決、請願4件の内3件採択、1件は継続審査。人事案件(人権擁護委員)、選挙管理委員会委員及び補充員の選任に同意。一般質問は9月8日から9日の2日間で8人が行いました。



実質収支

平成25年度一般会計決算で実質収支約5億924万円の黒字。5年連続、基金の取崩しは行っていない。

町税の収入状況

前年度収入額より8766万円の増。収納率は94.1%、前年度より0.5ポイント上昇。不納欠損は1355万円。

町債(借金)・基金(貯金)

町債残高は約109億8683万円(臨時財政対策債76億2344万円)基金は約48億300万円。

*臨時財政対策債
地方交付税の代わりに借り入れが認められ、後で全額措置される。

25年度効果があつた 主な事業

電話交換・総合案内事業
638万7千円

直通電話を開始したことで、不在着信の問い合わせがなく双方にとって利便性が向上。

徴税収納事務
588万3千円

県とタイアップし滞納整理を多方面から行った結果目標値を達成。

ふくおか学力向上推進事業
30万2千円

23年度から25年度まで、校区事業実践交流会・校内研修等への指導主事を派遣。研究発表・IT発信による学習プリントの活用で向上。

粕屋中南部地域振興事業
10万9千円

広域地域振興策として県と中南部6町共同で魅力をアピール。イベント参加数やHPアクセス数が増加している。

平成25年度特別会計

- ・国民健康保険……(歳入)45億6428万円 (歳出)47億4414万円 (全員賛成)
- ・後期高齢者医療……(歳入)4億7701万円 (歳出)4億5652万円 (賛成多数)
- ・下水道事業……(歳入)8億5686万円 (歳出)8億9472万円 (全員賛成)
- ・水道事業会計……(歳入)9億5295万円 (歳出)7億8032万円 (全員賛成)

賛成多数で可決

2億6672万円増 総額120億2272万円

[賛成] 川崎・安河内・吉田・堤・大熊・助村・丸山・池邊・牛房・大西・古庄・二宮

[反対] 末藤

補正の主なもの

()は国・県補助金

- **情報化推進事業** **2929万円**
(うち1765万4千円)
地理情報システムのデータ更新増等によるデータ更新業務委託、社会保障・税番号制度対応、国民年金制度改正等に伴うシステム改修委託料。
- **防犯灯新設及び維持管理支援事業** **318万円**
町内会が管理している防犯灯300灯をLED化。残り1900灯も順次行う。10W相当で2万円、30w相当で3万円補助する。
- **街路灯更新事業** **400万円**
商工会が管理している285本のうち、腐食劣化で頭部落下事故が発生、逐次取り換えられているが、残り85灯のうち68灯を危険で緊急に更新する(半額を補助)。
- **地域公民館維持管理支援事業** **473万1千円**
33年経っている王子八幡公民館屋上及び2階ベランダ部分防水工事費用、今回で2回目の工事。
- **道路新設改良事業** **1280万円**
(うち273万4千円)
歩道設置工事(3ヶ所予定)。

● 国民健康保険 …… 4302万7千円増 総額49億4002万7千円

(賛成多数)

条例

志免町おうえん基金条例の制定

・ふるさと納税として、寄付金を募りそれを財源として各種事業に活用し、元気なまちづくりを進めていくため、志免町おうえん基金を設置する。

使途項目7つの事業に設定

- 1、将来を担う子どもたちの教育環境整備。
- 2、歴史的資料及び文化財の保護並びに活用。
- 3、安全に配慮した社会基盤の整備。
- 4、地域の活性化。
- 5、自然環境の保護及び景観づくり。
- 6、健康増進と福祉の向上。
- 7、その他の目的達成のために町長が必要と認めるもの。

・運用の中で使途目的を掲げて寄付を募る。
・過度な特典はしない

(全員賛成)

ひとり親家庭等及び重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正

・法律の名称が変更になったため。

(全員賛成)



要望・陳情・請願・意見書

意見書	提出者	内容	採決結果
建設業従業者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書	牛房議員	建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施と被害の拡大を根絶する対策及び拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決。	全員賛成
「農業・農地改革」への意見書	池邊議員	農業・農協組織の改革に対し、農家・現場の意見を反映すること。	全員賛成
手話言語法制定を求める意見書	安河内議員	手話が音声言語と対等な言語であることを広め、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。	全員賛成
ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書	末藤議員	1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。	全員賛成

※少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復現をはかるための意見書は、総務文教常任委員会での継続審査となります。

町の重要な課題

(太字は委員会の要望、要請)

総務文教常任委員会

学童保育問題 放課後子どもプランも 加味し研究

平成27年度から「子ども子育て支援制度」が始まることを踏まえ、各学童保育の現状と今後について審議した。

新制度での利用拡大や、利用希望者の増加にどう対応するのか、新制度施行後に向けての調査結果を受けて、基本的考えについて審議を行った。

公民館や地域社会資源の活用、放課後の有意義な過ごし方も含め、町の方針を考えるべきとの意見も出された。これを受けて国が推進する放課後子ども総合プランも加味し研究するとの事である。18年度より始まっている事業だが、志免町では何も行われていない。
具体的な方向性を示すべきだと提言している。

西小学校児童増の課題 校区再編成の 考えはない

西小児童増に伴う課題について審議。

事前にメリット、デメリットを学校側から出してもらった。

多くの集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨することで一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすい反面、



増設された西小体育館

体育館・プール等施設や設備の利用面での苦慮も見られた。

増加のピークは平成30年度前後で人口増も考えにく

い。現在の対応は学校大規模改造改修時、校舎等の増設を行っている。

現状では校区再編成の考えはないと言ふ事である。

個人情報取り扱いについて 名簿の管理等 説明会を行う

9月末に策定される町の防災計画に基づき、災害時の要援護者の名簿作成と情報の提供が行われる。

保管先は町内会長または自主防災組織会長で、名簿の管理・取り扱い・セキュリティの説明会を行う。

志免町個人情報保護条例に基づき、情報提供の手順をしっかりと伝えてもらいたい。

医療制度改革と 健康づくり

健康しめ21の概要版が全世帯に配布された。このことを受けて「心の悩み話してみませんか」の冊子・がん検診・特定健診案内のリーフレットについて、もっと周知に努め活用すべきと要請。

国民健康保険については、レセプト点検も今年度から民間に委託し、改善に繋がるよう期待する。

介護保険制度について

制度改正により、これまで要支援の方が訪問介護と通所介護を受けられていたが、制度改正で地域支援事業に移行することに伴い、委員会として介護ポイント制度導入に向けて先進地の篠栗町の視察研修を行った。

志免町でも準備を進めるよう要請。

議会運営委員会

平成26年第4回9月定例会について協議。

会期は21日間。11議案と人事案件1件の提案。

一般質問は8人が通告2日間。

請願4件、陳情1件、意見書1件の提出があり取り扱いを協議。

請願4件は各委員会に付託、意見書1件は最終日提案、陳情1件は紹介人はなく郵送で「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正」を求めるもので、各議員に配布。

選挙管理委員及び補充員の選挙を最終日に行う。

報告に対し、一般質問の在り方について質疑があった。

是正すべき点など今後検討することとした。

志免炭鉱ほた山対策特別委員会

国鉄志免炭鉱ほた山開発推進会議代表者会で、平成25年度決算、26年度事業計画案、予算案を承認。

須恵町より提案のあった「飛び地」について、土地払い下げ申請が提出され、再度各町持ち帰り検討する。

委員会ではほた山と一体と考え払い下げは行わないとの結論。

8月6日の総会で26年度より事務局が志免町に移り、自然活用型ほた山開発基本構想案について総括を行うこととなった。



取り付けられた防護柵

内水対策について 水路冠水で犠牲者

水路関係では8月22日未明大雨で水路が冠水し、巡回中の警察官が増水した水路に転落して殉職するという事故が発生。すぐに町内全域の道路と水路の境界に防護柵等の安全施設がない箇所を点検確認を行った。

厚生建設常任委員会

上水道事業 水道事業ビジョン 策定委託

今後浸水想定箇所小学校の通学箇所となっている水路から優先順位をつけて対策を実施する。

8月中に町民アンケート調査を行い、策定を進めていく。

旧南里配水池解体

住民説明会(王子三丁目)を7月に開催。

説明会では解体工事について安心・安全を確保できる工事とすること、納得いただき反対意見は出なかった。

解体工事は10月に発注し、28年度完了予定。
工事を安全に進めていくように要請。



西原交差点そばの飛び地



牛房 良嗣 議員

幼児英語で町のカラーを示せ

答弁／検証・検討をしたい

牛房 8300人の子ども1人1人にしっかりした基礎学力と世界に通用する英語力を身につけさせ、世界へ大きくジャンプさせるのは町の一番の責務である。
ところが勉強についていけない子どもは小学生で2割、中学生では3割といわれている。今年春実施の全国学力テストの結果、先生の授業力向上の取組、町民への教育情報の開示等について問う。
教育長 小6は国語算数とも全国平均を上回り、中3は数学は全国平均、国語はそれを下

町長 地域での自発的な動きに対しては積極的に支援する。

55人が公民館に集まり元気に勉強に取組んでいる。今後は各地域でも同様の取組が予測されるが、行政は相談窓口、支援など現場の要請に応えられる体制を整えるべきではないか。

牛房 子どもの学力向上には家庭学習とともに地域の学習支援が大事。
志免町内のある地域では独自の学習支援教室を立ちあげ小学生を対象に国語・算数・英語の3教科を3人の専任講師と外国人講師で、月3回の土曜日午前中に学習。

先生の授業力向上は生徒の視点に立ち改善に取組んでいる。情報の開示については速やかにタイムリーに開示している。

町長 町のカラーを出すことは同意。
もう少し検証と検討をさせて欲しい。

牛房 12保育園の全園児に外国人講師の英語指導を展開し英語先進町のカラーを示せ。
英語の学習を通し学ぶことの楽しさや習慣化、努力の大切さを体得し学力向上に努める。
更には若い転入者を増やし定住化を進め、町の人口増加に貢献する。

牛房 「英語を習うなら志免町へ行け」というぐらい何か、志免町としてのカラーができるようなことをやったらどうか。
町長 それにはいろいろ条件や課題がある。



地域学習支援教室

ズバリ町政を問う

牛房 良嗣 議員 9P

- ① 町のたから 8300人の子供に夢と希望を
- ② 組織、課の配置がえと見直し
- ③ 以前の質問への対応

助村千代子 議員 10P

- ① 子ども子育て支援新制度本格施行に向けて
- ② 青少年の「インターネット依存」への対策

古庄信一郎 議員 11P

- ① 緑地環境保全への問題指摘と提言後の検証と今後について
- ② 片峰山における条例違反

大熊 則雄 議員 12P

- ① 水路と道路の境目について
- ② 高齢者虐待について
- ③ 犬等の糞害防止について

二宮美津代 議員 13P

- ① AEDの設置について、いつでも利用できる環境の整備を
- ② 不登校・引きこもり・ニートへの相談支援
- ③ 専門職の常勤配置での支援

丸山真智子 議員 14P

- ① 子ども・子育て支援について
- ② ふるさと納税について

堤久美子 議員 15P

- ① 地域コミュニティの活性化について
- ② 町内会長報酬等に関する監査請求後の進捗状況

末藤 省三 議員 16P

- ① 消費税増税で暮らしはどうか
- ② 医療介護総合法案をどう考えるか

一般質問とは議員が町政全般（一般事務・事務の執行状況・将来に対する方針など）について、町長など執行機関の考えを議員個人として問いたたすことです。
質問の内容は事前に通告し、持ち時間30分の範囲内で1問1答で行います。
会議録に基づき議員個々の自由編集で掲載しております。
詳細は会議録（HP・図書館・各公民館に置く）をご参照ください。掲載は質問順としています。

※桜は志免町花です

子育て支援新制度の周知は 答弁／入園募集時にパンフ配布行う

助村 町内の幼稚園で27年から新制度へ移行する園は、**子育て支援課**がないがそれ以降に考える園もある。

助村 新制度の幼稚園は、預り保育は私学助成から町の委託事業に変わる。幼稚園は広域利用される方もあるが確実に委託事業として考えるのか。

子育て支援課長 委託事業を含めて、今後の対応を考える。

助村 預り保育が行えるように、財政措置されるのか。

子育て支援課長 幼稚園は行政関係ないので、一時預り事業委託をいくつもの市町村と行なわなければならない。費用負担をし契約すること考えなければならない。

助村 今まで通り行えるよう、支援の要望をする。

新制度について、住民への周知、説明はいつ行うのか。

子育て支援課長 入園案内時に、パンフレットを配布すると共に広報やホームページで行う。

青少年のネット依存に 対策を
答弁／再度指導を周知する

助村 ネット依存の問題点は昼夜逆転等による不登校や成績低下。ひきこもりばかりではなく、精神的、身体的な問題を招き、青少年の健全育成の妨げも考えられる。

対策が必要と思うが。

町長 非常に大きな課題と思う。早速に対応対策を考えなければと認識している。

助村 学校やPTAの対応は、**学校教育課**参事 ネットモラルの指導は授業の中で、誹謗中傷等をテーマに規範意識の学習は外部講師を招聘し毎年実施。

再度指導を周知する。

助村 愛知県刈谷市はPTAの要請を受けて小・中学生は21時以降は、スマートフォン、携帯電話の利用禁止の取り組みが始まっている。

注意喚起だけでなく、一歩進んだ対策は打ち出せないのか。

学校教育課参事 持たせる側の保護者の判断が重要。保護者の意識を高める必要があると考えている。



助村 千代子 議員

平成26年度 青少年のネット依存・被害対策情報(第23、24号)
 発行人：福井県安全情報センター
 発行日：2014/7/4

ネット依存の中高校生は推計約51万人！
 ～子どももネット依存にさせないために～

インターネットの使いすぎで健康や暮らしに影響がでる状態の「ネット依存」の中高校生は、全国で推計約51万人。中学生の半数にのぼることが、厚生労働省研究が昨年8月に公表した調査結果で明らかになりました。依存がひどくなるほど睡眠時間が短くなり、ネット依存が進むと、①睡眠障害、②疲労、③成績不振・不登校、④家族への被害・暴力、⑤被害へのひきこもり等の症状がみられることがあります。

夏休みは、子どもの生活リズムが不規則になりがちな、長時間スマホを握ってネットを利用し、そのことが習慣化して「ネット依存」になる危険があります。

子どもをネット依存にさせないため、夏休み期間中は、保護者が子どもたちに注意を払うことが大切です。①家庭内のネット利用のルールを決める。②親子の会話を大切にする。③ネット以外の楽しいことを一緒に見つける等、家庭でのふれあいを通じて、ネットとの関わりを減らすことが必要です。

スマホにフィルタリングを！
 ～有害情報から子どもを守るのは保護者の責務～

スマホは、インターネット上にあるサイトからアプリ(地図、カメラ、動画再生、無料通話、ゲームなど)をダウンロードすることで、利用者がスマホの機能をカスタマイズ(拡張・変更)することができます。しかし、子どもは自由にダウンロードすることや変更することができず、有害なアプリも流通しているため、それらを通じて犯罪の被害等にあっては、個人情報が流出したりする可能性があります。

携帯電話会社からは、子どもに有害なアプリを識別して使用できないようにする「アプリフィルタリング」やアプリの利用を保護者が管理できるサービスが提供されています。子どもたちを有害情報から守るのは保護者の責務です。携帯電話会社等に申し出て、フィルタリング等を設定する必要があります。

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。
 【問い合わせ先】福井県安全情報センター 小冊
 電話：0776-20-0290(直通) メール：safety@fbsi.fbsi.lg.jp
 「家庭の目」推進チーム事務局「知恵に感謝し、博士の歴史を知らう」
 「青少年育成の日」推進チーム事務局「地域社会活動に参加してふる里を元気づけよう」

ネット依存にさせないために

片峰山条例違反問題と教訓は 答弁／周辺の皆様にご迷惑をかけた

古庄 片峰山緑地保全林の条例違反事例問題については、今回唐突に質問する訳ではない。何とか円満に早期解決できようこの事態を招いた責任の多くは町にある事を踏まえ、町の曖昧な緑地保全への考え方、条例の不備な点を昨年6月議会的一般質問で指摘し、早期解決を促した。

しかし1年2ヶ月を過ぎても何の改善もされず、新たな問題を引き起こす結果となっている。

住民からの事例経緯の記述には「町から緑地保全地区の補助金を貰いながら工事用残土、産業廃棄物等を搬入搬出し、塵、騒音、地響き、汚泥

等による悪臭に悩まされ続けた。

この件については15年以上前から役場環境課に訴え続けたが無視され放置され続けた。時には役場の職員が見に来て、これは産業廃棄物と言いつつも何も注意しようとしていない。苦悩な生活から一日も早く解放されたい」とある。

この長年の事業者の行為は条例違反との認識か。

毎年数千万円も発注し続けている。その行政の弱腰体質だ。

副町長 今年度基準を見直し条例違反、行政指導に従わない事案については指名選定から外すと改正した。

古庄 条例の不備で、一方的に保全地区から抜ける事例が発

生しているが。

町長 緑地保全について真剣に考える時期に来ている。

古庄 今回を教訓に、町民の力になれる毅然とした職員と組織になつてほしい。

生活環境課長 条例違反だ。

古庄 この事態を引き起こした要因は、町の緑地保全への理念、熱意の無さ。条例規則の不備の放置。公務員としての質の無さと思う。事業者も被害者かも知れない。

町長 返す言葉もない。地域の皆様方、周辺の皆様方に多大なるご迷惑をかけた。職員の倫理、体制等について再確認したい。

古庄 町民が不審に思っているのは、長年条例違反をし、その事を知っているにも拘らず、事業者にその問題の発生源である町発注の公共工事を



古庄 信一郎 議員



片峰山緑地保全林



二宮 美津代 議員

アウトリーチによる支援態勢を 答弁／スクラップ・アンド・ビルドの考えで

二宮 不登校・ニート・ひきこもりへの支援対応に、アウトリーチ（訪問支援）による手立てを構築し、社会復帰を進めることが大事だと思ふが。

福祉課長 県のモデル事業として、糟屋自立相談支援事務所が昨年12月に粕屋町に広域で開設、相談事業を実施する。訪問支援も行われている。

二宮 国が行った調査の割合を志免町に合せてはめてみると15歳から29歳の人口55477人のうち、ニートが127人、ひきこもりが138人で約256人。なかでも無収入の

二宮 粕屋保健福祉事務所管轄7町で行うとのことだが、平成22年4月には「子ども若者育成支援法」が制定され、ひきこもり・ニートの対策が推進され今日に致っている。問題の深さに厚生労働省もその対応に力を入れてきた経緯がある。町でこれ迄にも何らかの手立はされたと思うが、支援の手が届いていなかったケースに適切な取組みがあればと願ふ。

広域7町での自立支援相談事務所

若者が約380人との数値もある。長期化による生活保護への移行など色々な課題がある。町独自の支援態勢の構築を。

福祉課長 生活保護受給者に対し福祉事務所が就労支援プログラムが用意されており、生活困窮者には平成27年4月1日より生活困窮者自立支援法が施行される。法による必須事業で補助額4分の3、任意事業3分の2か2分の1の国庫負担があり、町単独では全額町費負担となる。県との連携を進めたい。

町長 ニート・ひきこもり等大きな社会問題だと捉えている。特に負のスパイラルで貧困につながるなど適切な社会的支援が必要だと思ふ。よく検討し、勉強させていただく。

二宮 これ迄に他県や他市の支援体制を研修してきたが、県や市だからできるということ

ではないと思ふ。やろうとする町としての強い想いだ。財政面での苦慮もわかるが、専門職の配置で中間的支援も大事では。

町長 目いっぱい事業を行っており、スクラップ・アンド・ビルドの考えで、あれもこれもはできない。



大熊 則雄 議員

水路と道路の境目について 答弁／今後ガードレール等確保する

大熊 水路と道路の境目について、この事に対して答えをもらいたい。

都市整備課長 現在、道路には交通安全対策のためのガードレールの設置、また歩行者の安全確保のためにガードパイプ、転落防止柵等が設置されている。

町内には農業用水路が多く、農業用の堰が設置してある箇所や道路の拡幅が狭く、かつ家屋等が連なり、ガードレールを設置する事で家屋等からの車両の出入りが困難となるなどの理由によりガードレールの設置に苦慮している。

水路への転落防止



箇所もある。しかし、道路から水路への転落の危険もあることから、交通量の多い道路や通学路については、関係者・農区・地域住民の方々の協力で、水路にフタをして歩道として利用している箇所も数多くある。



完成

着手前



虐待防止条例における責務は

答弁／町民・関係機関との連携

大熊 志免町は「高齢者及び障害者虐待並びに配偶者からの暴力の防止等に関する条例」がある。町として具体的な責務は果されているか。

福祉課長 四条に責務を規定している。

町内会・公民館・老人クラブや障害者団体の活動などを通じて地域のコミュニケーションが深まると思ふ。相互に協力し合うことが虐待等の防止につながると考えられる。

安心して子育てできる社会に

答弁／当然しなければならない課題



丸山 真智子 議員

丸山 来年4月から実施される「子ども・子育て新制度」に関連して質問する。現状は子ども・子育て支援が質、量とも不足している。保育所の待機状況と学童保育の学年の拡大を伺う。

子育て支援課長 待機児は0で、学年の拡大は対応できる施設がなく検討中である。

丸山 障害児の療育と保育の同時保障はできているのか。毎日型もできていない。

子育て支援課長 障害児指導委員会で加配保育士の配置などを協議している。

丸山 長期休暇の時にチャレンジ教室が利用できれば安心して働けるが現状と対策は。

子育て支援課長 チャレンジ広場は定員の倍ほどの応募がある。場所と財政的な面で総務文教委員会で審議している。

丸山 福岡市ではわいわい広場（平日週3回程度、学校の運動場とか体育館を開放して自由遊びや集団遊びをさせる事業）を行っているが検討して欲しい。これまで児童館の質問もあっている。私は乳幼児と親と祖父母世代が交流できる3世代交流サロンも提案したい。

町長 課題としてしっかり受けとめたい。

丸山 子育て支援の人材育成が必要ではないのか。子育てサポーターやイクジイ（シニア男性）の取組みをしていただきたい。

町長 興味のある事業だ。

ふるさと納税で町の魅力発信

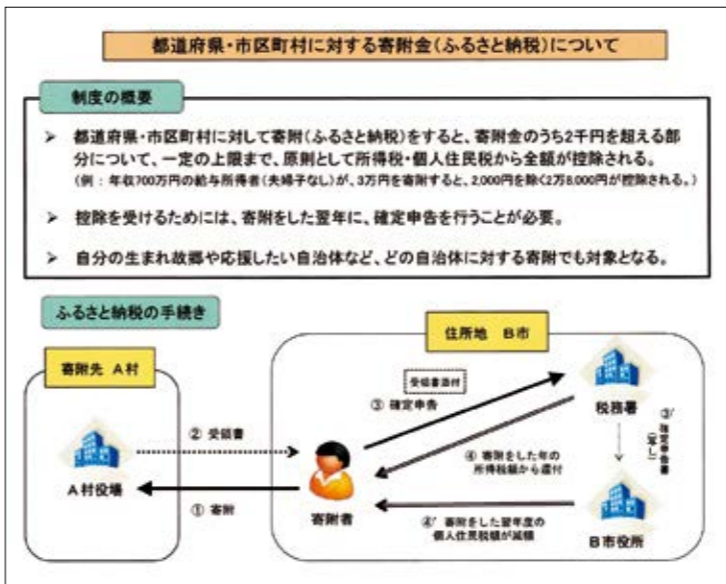
答弁／増収につなげるため方向転換

丸山 ふるさと納税について志免町への寄附と志免町外への寄附額を伺う。

経営企画課長 20年度から25年度の志免町への寄附額は127万2,000円、町外へは約1,700万円。

丸山 特典など工夫して町のよさを知らせる機会にしたい。

経営企画課長 基金条例の中で検討する。



ふるさと納税のしくみ

校区コミュニティ協議会設置を

答弁／役員会は協議会の要素がある



堤 久美子 議員

堤 地域同士が主体制をもって町全体で繋がっていきいき生きる地域コミュニティの活性化を基本において見直しをして行かなければ、第5次総合計画の基盤が揺らぐ。

各町内会の人口、世帯数、高齢化率の最大と最少は。

福祉課長 人口、世帯数の最大は志免4町内会で11477世帯(2963人)。最少は水鉛町内会で、57世帯(154人)。高齢化率は向ヶ丘町内会42.1%、御手洗町内会9.4%。(26年9月1日現在)

堤 町内会長の任務は。

地域交流課長 地域と行政との情報共有を円滑に行い、住民の声を生かすため町内会長・組長を委嘱し、委任事務は規則で定めている。

堤 町内会長は地域交流課、公民館長は社会教育課の事務を受け話合われているのか。

地域交流課長 町内会長・公民館長会議を毎月行っている。

堤 自治体公民館行事は主事が動いているが。

社会教育課長 公民館長として委嘱はしていない。公民館活動をやっていただいている。

堤 町内会長と公民館長2つの任務を、なり手がなくクジ引き等で引受けられた方もいて大変な苦勞をされているが。

地域交流課長 ご苦勞があると思う。ご相談があれば、率先して対応に努める。

教育長 町内会長は自治会長としての側面もある。主体性はその地域にある。

堤 校区コミュニティ協議会設置について、校区代表8人が集まる連合会は、すでに校区コミュニティ協議会だと思ふ。付加価値をつけて効果的にやった方がいいのでは。

地域交流課長 まさに町内会役員会は校区コミュニティ協議会のような要素を持っている。

堤 いま、地域コミュニティ活性化が求められている。

東小学校では、校区単位で町内会長が集まり、学校を応援され、西小学校でも学習支援を職員も参加して地域が応援されていると聞くのでそれを組織化していただきたい。

町長 現段階では考えていない。

堤 機運は高まって校区単位で東も西も動いている。



東小校区のみなさんで作られた見守り腕章

追跡 あん質問は どうなったの？

PM2.5への対策

大気汚染物質PM2.5により、町民への健康被害防止のため緊急対策を打ち上げるべきではないか。(平成25年3月議会)



志免町微小粒子状物質対策連絡調整会議設置要綱を設置した。

- 1.志免町基本基準
- 2.注意喚起の行動の目安
- 3.注意喚起方法
- 4.町開催行事等の判断基準
- 5.各課マニュアル及び連絡網を設置した

志免町微小粒子状物質対策連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)対策について関係各課の連携をとり、情報の共有を図るため、志免町微小粒子状物質対策連絡調整会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) PM2.5の発生状況に関する事項
- (2) 健康影響に対する「評価基準」及び「行動指針」に関する事項
- (3) PM2.5発生時の情報提供方法に関する事項
- (4) その他、PM2.5対策に関し必要な事項(組織等)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長には副町長、副会長には教育長、委員には次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 地域交流課長
- (3) 福祉課長
- (4) 健康課長
- (5) 子育て支援課長
- (6) 生活環境課長
- (7) 学校教育課長
- (8) 社会教育課長

3 会長は、課題等の内容により必要に応じて他の関係課職員を参加させることができる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(記録)

第5条 会議の内容及び結果は、記録しなければならない。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議で議定する。

附則
この要綱は、公布の日から施行する。

志免町微小粒子状物質
対策連絡調整会議設置要綱

志免町微小粒子状物質(PM2.5)注意喚起指針

この注意喚起は、関係者が設置した「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合」で定められた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づいて定められた福岡県の注意喚起基準を使用する。

この指針は、町民の健康を守るため健康影響に対する「評価基準」及び「行動指針」を共有する。

1. 志免町基本基準(福岡県基準を参照)
 - 福岡県内の測定局のうち午前5時から7時までの各1時間値の平均値が、測定局の1局でも8.5ug/m³を超過した場合、その日の平均値が7.0ug/m³を超える可能性があると判断し注意喚起を行う。
2. 注意喚起の行動の目安
 - ・不安不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
 - ・換気や窓の開閉を最小限にし、室内への汚染の侵入をできるだけ少なくする。
3. 注意喚起方法
 - 福岡県が注意喚起を行う旨の情報を(午前8時前後)を受け、以下の方法を用いて町民へ注意喚起を行う。
 - ・防災無線
 - ・ホームページ
 - ・志免町防災情報メール
 - ・各課関係施設への連絡(館内放送、掲示)
 - ・広報車にて町内巡回広報
4. 町開催行事等の判断基準
 - ・学校、保育実行事(遠足、運動会、体育大会等)の判断基準
 - 福岡県内の測定局のうち午前5時、6時の1時間値の平均値が、測定局の1局でも8.5ug/m³を超過した場合、行事の中止または延期とする。但し、学校は近隣市町の関係状況を勘案し、延期、中止、延期の判断をする。
 - ・その他、町開催行事等の判断基準は、志免町基本基準とする。各課及び各種団体が開催する様々な行事等については志免町基本基準を遵守するが、最終判断は各課及び各種団体に委ねる。
5. 各課マニュアル及び連絡網
 - ・各種団体等の行事開催及び中止についてのマニュアル、連絡網は各課で作成する。

志免町微小粒子状物質(PM2.5)
注意喚起指針



末藤 省三 議員

町村間で差が出る介護保険 答弁/地域の実情に応じた取組みを

末藤 訪問介護・通所介護・要支援1・2を保険から外して志免町は今後どのようにしていくのか。また市町村間の差が出るがどのように考えているか。

福祉課長 要支援者に行っていた予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる。

同じ介護保険制度内の地域支援事業に移行するもので、生活支援の多様なニーズに応

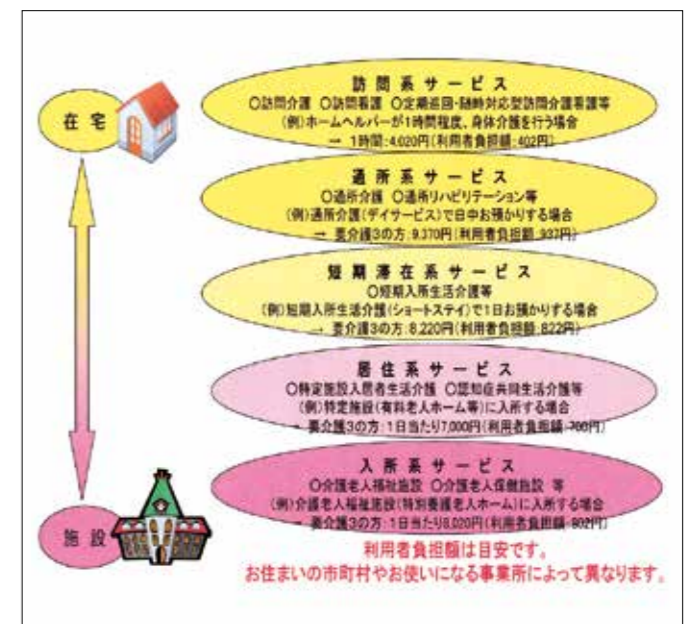
えるには、介護事業所以外にもNPO、民間企業、ボランティアなど事業主体による多様なサービスを提供していくことが効果的で効率的である。

高齢者の介護予防のために、地域に通いの場をつくり、社会参加を促進していくことが重要である。

地域における社会資源をできるだけ活用することが、高齢者の社会参加の促進となり、元氣な高齢者が生活支援の担い手として活躍すれば、生きがいや介護予防にもつながると考える。

町村間の差がでることについては、介護予防給付から地域支援事業に移行する新しい総合事業の財源構成は、これまでの介護予防給付と変わらず、サービスにおいて違いが出てくると考えている。

介護保険サービスの体系



認知症の初期対応について

答弁/どういふ状況かまず調査する

末藤 65歳以上の高齢者の方々が8000人おられるが、老老介護を初めとする独居老人、痴呆性老人、入院されている方いろいろで、分布を調査して対策をとるべきではないのか。

町長 今まさに地域包括ケアシステム等を構築しなければならぬ状況です。民生委員にも調査していただいている訳ですが、個人情報保護条例等の関係から非常に中に入りにくく、実態をつかみにくいという現場の問題等もある。調査もさることながらどういふ状況なのかを調べさせた

議会あれこれ

志免町議会報告会 報告書

5月23日、5月24日の主な質疑、意見について回答と対応をお知らせします。

No.	主な質疑・意見	回答
1	町長・副町長・教育長の給与が1年間2%減額になっている。平成27年4月以降再度減額されるのか。議員は対象にならないのか。	町独自の取組として平成26年度において職員等の給与減額を行っています。平成27年4月以降の減額につきましては現在の時点では未定です。
2	新聞等で福岡県でも何ヶ所かの自治体が消滅すると言われているが、志免町は何か対策等考えているのか。	消滅可能性都市と言われている自治体は2040年に20才～39才までの女性の数が50%以上減少する896の自治体です。志免町は4.8%増加(全国で15自治体)するため対策は考えていない。
3	まちづくり支援室の設置で費用が掛かっている。決まった団体だけの支援に見えるが。	今まで以上に幅広く住民団体の活動を支援するため、平成26年度から専門的ノウハウをもつNPO法人に委託し、より一層多方面からの支援を行っています。
4	学童保育は1人当たりの面積は法で規定されているのか。新たな西学童保育所の場所は。	面積は法律で児童一人あたり概ね1.65平方メートル以上と定められています。新たな西学童保育所は現在学校敷地内にある第1、第2学童保育所の県道側に建設の予定です。
5	町内会で見守りが大事だが、個人情報保護法の下、個人台帳がもらえず困っているが。	個人情報保護条例により個人情報の配布ができないので、新たな見守り方法ができないか検討しています。
6	民生委員の報酬の新たな設定に関して、民生委員の仕事は今でも大変なのに、仕事を増やすのか。	今回の委嘱により、民生委員の業務、負担が増加するものではなく、既に行っている業務の中で、福祉の向上に寄与していただいている部分が対象となります。複雑・多様化していく課題への対応のため、民生委員の活動量は年々増加しており、積極的に活動を支援していくため新たに報酬を設定しております。
7	職員の県外旅費の日当は2,500円、宿泊を行う時は5,800円になっている。県内の自治体の90%は1,000円～1,300円であるが、どう考えているか。	県内の自治体の90%が1,000円～1,300円というわけではない。また、監査委員より是正改善の意見がありそれを受け、議長の諮問によって議会運営委員会で協議することとしております。
8	空港通り五斗交差点付近、池尻の信号の所の広い歩道に植込みがあるが、過去ベビーカーで通っていた赤ちゃんが怪我をした。対応してほしい。	地元町村会と協議し、業者委託して対応を行っております。

委員会 研修報告

先進地から学ぶ

総務文教常任委員会

目的
・学びの共同体の取組み

日程
・6月23日

視察先
・静岡県磐田市竜洋東小学校

教師と子ども、保護者、地域が互いを尊重し、つながり合い「学びの共同体」としての学校経営を目標とし、取組んでおられる授業の様子を視察。

全国的に学力向上の問題が取り沙汰されている中、研修内容を検討課題として研究する。



授業のようす

目的

・住民参加による計画づくり

日程
・6月24日

視察先
・静岡県牧之原市

男女協働サロンを活用し、津波防災まちづくり、地区まちづくり計画策定に至った課程をパワーポイントで詳しく説明を受けた。
各地区の連携、協力を強化する体制づくりは志免町でも検討すべきと思う。

厚生建設常任委員会

目的
・介護ポイント制度について

日程
・7月9日

視察先
・篠栗町福祉課 高齢者サービス係

介護ポイント制度導入に向けて視察を行った。
この制度は65歳以上の人が介護保険施設等で、ボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、たまったポイントを換金できる仕組み。
実質的に介護保険料負担を軽減するものとなる。



篠栗町オアシスにて研修